

廃船の適正処理にご理解と ご協力をお願いします。



その廃船、違法な処分を

していませんか？

老朽化した船が、陸上や沈没したまま水中で放置される事例があります。こうした船を放置する行為は、廃棄物処理法違反（不法投棄などの不適正処理）にあたるおそれがあります。使用に適さず不要となった船は、廃船として法に基づき適正に処理してください。

～廃船を安易に売却しないでください～

廃船を購入して解体し、抜き取った部品等を国内外で売却する事例があります。しかし、こうした行為は、場合によっては廃棄物の無許可での処理とみなされることがあります。

また、部品等を抜き取ったあとの解体残さが作業場内に山積みになれ、ずさんな管理が行われた場合、破片や油などが流出するおそれがあります。

廃船は安易に売却せず、不適正な処理がなされないよう、十分に注意を払ってください。また、売却する場合には、その後どのように使用されるのか十分確認するようにしましょう。

廃船の不適正な処理は犯罪となります。



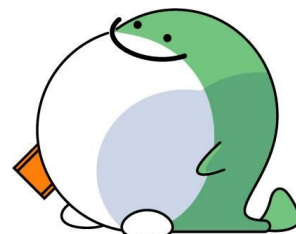
～廃船の処理責任は、所有者に課せられています～

廃船の処理責任は所有者に課せられています。無許可業者に処理委託を行った場合、委託基準違反とみなされ廃棄物処理法違反となるおそれがあります。

～廃船の処理は、許可業者か認定業者で～

たとえ廃船を売却した場合でも、廃棄物として不適正処理された場合は、**廃船の元の所有者が廃棄物の排出者としての責任を問われることがあります**。廃船の処理は、廃棄物処理法の許可を受けた業者か環境大臣認定業者に委託して適正に行いましょう。

あなたの船は大丈夫ですか？



廃船は適正処理し、環境の保全に努めましょう

ご不明な点がございましたら、最寄りの地域事務所環境室へお問い合わせください。

窓 口	管轄地域	住 所	電話番号
桑名地域防災総合事務所 環境室	桑名市、いなべ市、 木曽岬町、東員町	〒511-8567 桑名市中央町 5-71	0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所 環境室	四日市市、菰野町、 朝日町、川越町	〒510-8511 四日市市新正 4-21-5	059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所 環境室	鈴鹿市、亀山市	〒513-0809 鈴鹿市西条 5-117	059-382-8675
津地域防災総合事務所 環境室	津市	〒514-8567 津市桜橋 3-446-34	059-223-5083
松阪地域防災総合事務所 環境室	松阪市、多気町、 明和町、大台町	〒515-0011 松阪市高町 138	0598-50-0530
南勢志摩地域活性化局 環境室	伊勢市、鳥羽市、 志摩市、玉城町、 度会町、大紀町、 南伊勢町	〒516-8566 伊勢市勢田町 628-2	0596-27-5405
紀北地域活性化局 環境室	尾鷲市、紀北町	〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1-1	0597-23-3469
紀南地域活性化局 環境室	熊野市、御浜町、 紀宝町	〒519-4393 熊野市井戸町 371	0597-89-6937